



豊監公表第8号

令和5年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年（2024年）3月29日

|         |         |
|---------|---------|
| 豊中市監査委員 | 岸 本 康 孝 |
| 同       | 清 水 聖 子 |
| 同       | 石 原 準 司 |
| 同       | 中 岡 裕 晶 |

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和5年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和5年10月31日)

| 対象となった<br>部局<br>課・施設の名称 | 要望事項                              | 講じた措置の内容   |
|-------------------------|-----------------------------------|--|
| 財務部 施設課                 | 工事費の積算の誤りが生じないよう、チェック体制の強化を図られたい。 | <ul style="list-style-type: none"><li>課内会議や係会議において今回の件を共有し、積算業務の重要性について認識を深め意識の向上を図りました。</li><li>積算業務にあたっては、担当者が細心の注意をもって業務を実施することを第一義に、採用単価や経費、積算基準の適用条件、同種同規模の工事との比較、全体的な規模感などについて、各職階に応じ、異なる視点で俯瞰的にチェックするよう体制の強化を図りました。</li></ul> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 共通費の区分について、参考数量表の表紙に明記し、分かりやすくなるよう改善しました。</li><li>・ 計画的な課内研修を実施し、外部研修の受講により技術力の向上を図ります。</li></ul> |
|--|--|---|